

石川町ひとり親世帯への給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 給付金の対象となる方

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯2万円

2. 給付金の支給手続き

- ▶ **申請が必要**です（①の方につきましては、申請書を直接郵送しております。）
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、**窓口**に直接、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。
- ▶ 上記②、③に該当となる方につきましては、申請書は役場にあります。

お問い合わせ先

● 石川町役場 保健福祉課 社会福祉係 0247-26-9123